

## 飼料作物における利用供給協定書

(目的)

第1条 飼料作物利用の取組

(実施の主体)

第2条 わらを生産する者、畜産を営業者は以下のとおりとする。

飼料作物を生産する者： 宇都宮 太郎畜産を営業者： 上河内 花子

(ほ場の場所)

第3条 ほ場の場所及び面積は別紙のとおりとする。

1年間以上の締結期間として下さい。

(協定締結期間)

第4条 協定締結日から 6年 5月までの 1年間とする。

(役務と対価)

第5条 飼料作物取引の条件 (作業分担及び品代・経費の負担)

【例】・飼料作物として乙 〇〇〇〇 に 〇〇〇〇 円を支払う。

・収穫作業の対価として飼料作物を無償で引き渡す。

(その他)

第6条 協定の変更はその都度協議する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、各々1通保管することとする。

令和5年 6月 1日

氏名、住所を記入し押印して下さい。

甲 (飼料作物を生産する者)

氏名： 宇都宮 太郎住所： 宇都宮市〇〇町〇〇〇〇

宇都宮印

乙 (畜産を営業者)

氏名： 上河内 花子住所： 宇都宮市〇〇町〇〇〇〇

上河内印